

(13) 特別徴収税額の変更

特別徴収税額に誤りがあったり、又はこれを変更する必要があるときは、**税額変更通知書（特別徴収義務者用）並びに税額変更通知書（納税義務者用）**をお送りしますので、後者の通知書を納税者に交付の上、変更の通知に指定してある月から変更後の月割額により徴収してください。

(14) 異議申立

納税者は **税額通知書（納税義務者用）**に記載された税額に誤りを発見し、又は異議がある時は、通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に嘉手納町長に対して審査請求をすることができます。この処分、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後に、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に嘉手納町を被告として（嘉手納町長が被告の代表となります。）提起することができます。なお、

- ① 審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき
- ② 処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき
- ③ その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき

は、裁決を経ないでも処分の取消しを提起することができます。

(15) 納期の特例

特別徴収義務者は、給与の支払いを受ける方が常時10人未満である場合は、特別徴収税額の納期の特例に関する申請書を町長に対して提出し、その承認を受けたときは、下記のとおり年2回にわけて特別徴収税額を納入することができます。

- (1) 6月分から11月分までは12月10日まで
- (2) 12月分から5月分までは6月10日まで

※ 森林環境税とは、2024（令和6）年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税であり、市町村において、個人住民税均等割と併せて1人年額1,000円が徴収されます。